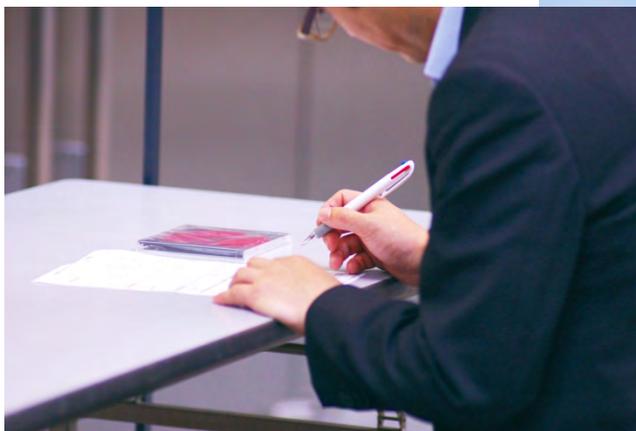


マンション管理業務主任者 登録等の手引き

本冊子は、四国地方整備局管内に住所地がある管理業務主任者を対象にしています。



国土交通省 四国地方整備局
建政部 計画・建設産業課

目次

1. 管理業務主任者制度	P3 ~P4
1. 管理業務主任者制度	P3
2. 管理業務主任者証の交付まで	P4
2. 管理業務主任者登録	P5 ~P7
3. 管理業務主任者登録	P5
4. 登録事項の変更、登録の消除	P6~P7
3. 管理業務主任者証	P8 ~P11
5. 管理業務主任者証の交付、申請窓口	P8~P9
6. 管理業務主任者証交付後の手続等	P10
7. 行政処分、管理業務主任者証の返納	P11
4. 必要書類一覧	P12~P15
8. 登録申請必要書類一覧	P12~P13
9. 登録変更届出必要書類一覧	P14
10. 交付申請必要書類一覧	P15
5. 登録申請書等記載例	P16~P25
11. 登録申請書類	P17~P20
12. 登録変更届出書類	P21~P22
13. 登録消除等届出書	P23
14. 管理業務主任者証交付申請書	P24
15. 管理業務主任者証再交付申請書	P25
6. 管理業務主任者Q&A	P26

(注意事項)

・本冊子については、四国地方整備局管内のマンション管理業者の事務担当者及び管理業務主任者向けに手続き等の一助となるよう作成したものです。

本冊子に関してのお問い合わせは、国土交通省 四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課
(Tel:087-851-8061)にご連絡願います。

・本冊子については、令和3年1月現在施行されているマンションの管理の適正化の推進に関する法律及び関係法令等で規定された義務・手続き等についてとりまとめたものです。

申請等の際には、別途最新の法規程等について確認を行って下さい。

1. 管理業務主任者制度

管理業務主任者とは

本法でいう「管理業務主任者」とは、管理業務主任者試験合格者又は移行講習会修了者※のうち、国土交通大臣の登録を受け、かつ管理業務主任者証の交付を受けた者をいいます。

※ 移行講習については、現在は行われておりません。(平成14年4月まで)

管理業務主任者として業務に従事するには、登録を受けた後に管理業務主任者証の交付を受ける必要があります。

管理業務主任者

法第60条第1項に規定する管理業務主任者証の交付を受けた者をいう。(法第2条第1項第9号)

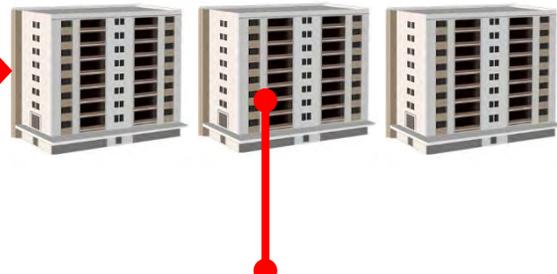
管理業務主任者の役割

管理業務主任者は、管理受託契約の重要事項説明から受託した管理事務の処理状況のチェック及びその報告までの一連のマンション管理についてのマネジメント業務を担う者です。

マンションの管理の適正化のため、マンション管理業者には専任の管理業務主任者を設置する義務や管理業務主任者をして行うべき事務が定められています。



マンション管理の
総合マネジメント



【専任の管理業務主任者の設置義務】

事務所毎に業務量に応じた数(30管理組合につき1名以上)の専任の管理業務主任者を設置しなければならない

【法第56条第1項】

【管理業務主任者により行うべき事務】

- ・重要事項説明及び重要事項説明書への記名
【法第72条】
- ・契約成立時の書面(管理受託契約書)への記名
【法第73条】
- ・管理事務の報告
【法第77条】

管理業務主任者は、専門的知識を要するマンション管理業の中心的存在です。いわゆるフロント業務だけではなく、管理事務を受託しているマンションの全容を把握し、良好な居住環境が維持できるよう努めることが必要です。

本書中に引用した法令等の略語は以下のとおりです。

「法」=マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年12月8日法律第149号)

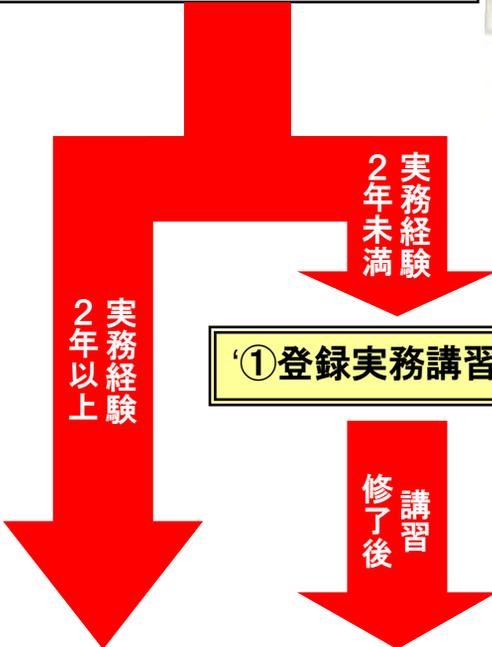
「規則」=マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則(平成13年7月19日国土交通省令第110号)

2. 管理業務主任者証の交付まで

①管理業務主任者試験※注1に合格



※注1 管理業務主任者試験
法第58条第1項により
「(一社)マンション管理業協会」
が指定試験機関となっています。
試験については、毎年12月期に実施しています。



①登録実務講習※注2受講



※注2 登録実務講習
規則第69条の2第1項により
「(一社)マンション管理業協会」、「(株)プライシングジャ
パン」、「(株)九州不動産専門学院」
が登録実務講習の実施機関となっています。
なお、2年以上の実務経験者は講習受講は不要です。

②各地方整備局等に登録申請し、管理業務主任者登録を受ける。※P5参照



登録申請書類1部
登録通知書(ハガキ)

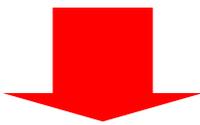


②交付講習※注3受講



※注3 交付講習
法第60条第2項により
「(一社)マンション管理業協会」、「(株)プライシングジャ
パン」が講習の実施機関となっています。
なお、合格日から1年以内に交付申請する者は
講習受講は不要です。

③各地方整備局等に交付申請し、管理業務主任者証の交付を受ける。※P8参照



管理業務主任者としての事務が可能



交付申請書類1部
管理業務主任者証

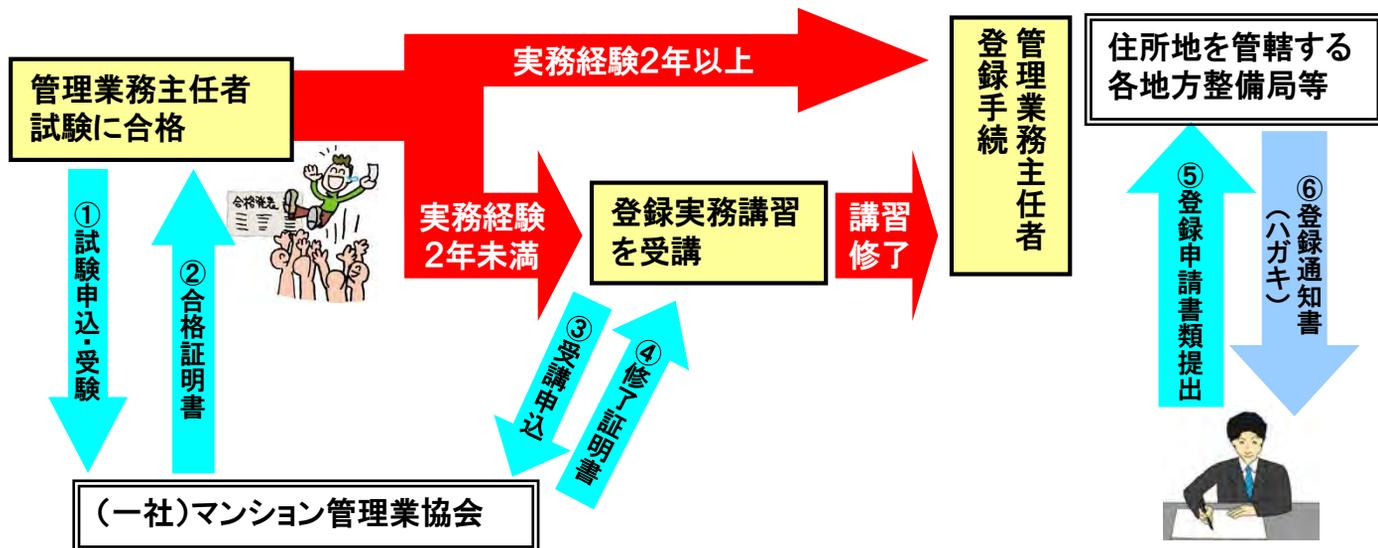


3. 管理業務主任者登録

管理業務主任者証の交付を受けようとする者は、試験に合格した後国土交通大臣の登録を受ける必要があります。

法第57条に規定する管理業務主任者試験合格者で下記①又は②のいずれかの要件を満たし、欠格要件※注1に該当しない者は、住所地を管轄する各地方整備局等に「管理業務主任者登録申請書」※P17~P20参照を提出することにより、国土交通大臣の登録を受けることができます。

- ① マンション管理事務のうち基幹事務に関する実務経験※注2を2年以上有していること。
- ② 登録実務講習を修了していること。(実務経験が2年未満の者)



※注1 【登録の欠格要件】(法第59条第1項各号)

1. 破産者である者
2. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行の終了日等から2年以内の者
3. 本法の規定により罰金刑に処せられ、その執行の終了日等から2年以内の者
4. 登録取消処分を受けたマンション管理士、管理業務主任者、マンション管理者(取消し日前30日以内にその法人の役員であった者を含む。)であり、取消し日から2年以内の者
5. 心身の故障により管理業務主任者の事務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

※注2 【基幹事務に関する実務経験】

法第2条第6号に規定する「基幹事務」【①管理組合の会計の収入及び支出の調定、②出納、③マンション(専有部分を除く。)の維持又は修繕に関する企画又は実施の調整】のうちいずれかの職務に係るものであり、管理組合等と直接の接触がある部門(補助的な業務については除く。)での業務経験

試験に合格した者で、管理事務に関し国土交通省令で定める期間以上の実務の経験を有するもの又は国土交通大臣がその実務の経験を有するものと同様以上の能力を有すると認めたものは、国土交通大臣の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。(法第59条第1項)

法第59条第1項の国土交通省令で定める期間は、2年とする。(規則第68条)

法第59条第1項の規定により国土交通大臣がその実務の経験を有するものと同様以上の能力を有すると認めた者は、次のいずれかに該当する者とする。(規則第69条)

- 一 管理事務に関する実務についての講習であって、次条から第69条の4までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの(以下「登録実務講習」という。)を修了した者
- 二 国、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の出資により設立された法人において管理事務に従事した期間が通算して2年以上である者
- 三 国土交通大臣が前二号に掲げるものと同様以上の能力を有すると認めた者

4. 登録事項の変更、登録の消除

登録事項の変更届出

登録を受けた事項※注1について変更が生じた場合には、変更が生じた事項について遅滞なく、住所地を管轄する各地方整備局等に「管理業務主任者登録簿登録事項変更届出書」※P21及びP22参照を提出しなければなりません。

変更届出が必要になるのは、管理業務主任者登録簿記載事項のうち「①氏名」・「③住所」・「④本籍」・「⑦従事先のマンション管理業者の商号等」が変更になった場合です。

住所地を管轄する
各地方整備局等



① 変更届出書

② 変更通知書

管理業務主任者
登録を受けた者



*注1【管理業務主任者登録簿の記載事項】

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 住所
- ④ 本籍及び性別
- ⑤ 試験合格年月日及び合格證書番号
- ⑥ (実務経験2年以上の者)
実務経験期間・内容及び従事先のマンション管理業者の商号等
(登録実務講習修了者・移行講習会受講者)
認定の内容及び年月日
- ⑦ (現にマンション管理業者の業務に従事する者)
従事するマンション管理業者の商号等及び登録番号
- ⑧ 法第64条による指示処分又は事務禁止処分の内容及び年月日
- ⑨ (管理業務主任者証の交付を受けている者)
管理業務主任者証の交付年月日、有効期間満了日及び発行番号
- ⑩ (交付講習受講者の場合)
講習修了年月日及び講習実施機関の名称等

第59条第1項の登録を受けた者は、登録を受けた事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。(法第62条第1項)

登録消除の届出

登録を受けた後に下記の事項に該当することとなった場合、届出義務者は遅滞なく住所地を管轄する各地方整備局等に登録通知書を添えて「管理業務主任者登録消除等届出書」※P23参照を提出しなければなりません。

【登録消除の届出義務】

1. 死亡又は失踪宣告を受けた場合 → (届出義務者)相続人
2. 精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となった場合 → (届出義務者)当該管理業務主任者の同居の親族
3. 破産者、禁錮以上の刑又は本法の規定により罰金刑に処せられた場合 → (届出義務者)本人
4. マンション管理士又はマンション管理業者(取消し日前30日以内にその法人の役員であった者を含む。)として登録取消処分を受けた場合 → (届出義務者)本人

法定の要件に該当することとなった場合の他、今後マンション管理事務に従事しない場合等その他登録が不要となった場合には、「管理業務主任者登録消除等届出書」により、本人が届出することで登録を任意に消除することができます。

管理業務主任者が次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、当該管理業務主任者又は戸籍法(昭和22年法律第224号)に規定する届出義務者(第3号の場合にあつては、当該管理業務主任者の同居の親族)若しくは法定代理人は、遅滞なく、登録通知書(同号の場合にあつては、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書)を添え、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。(規則第31条【規則第80条において準用】)

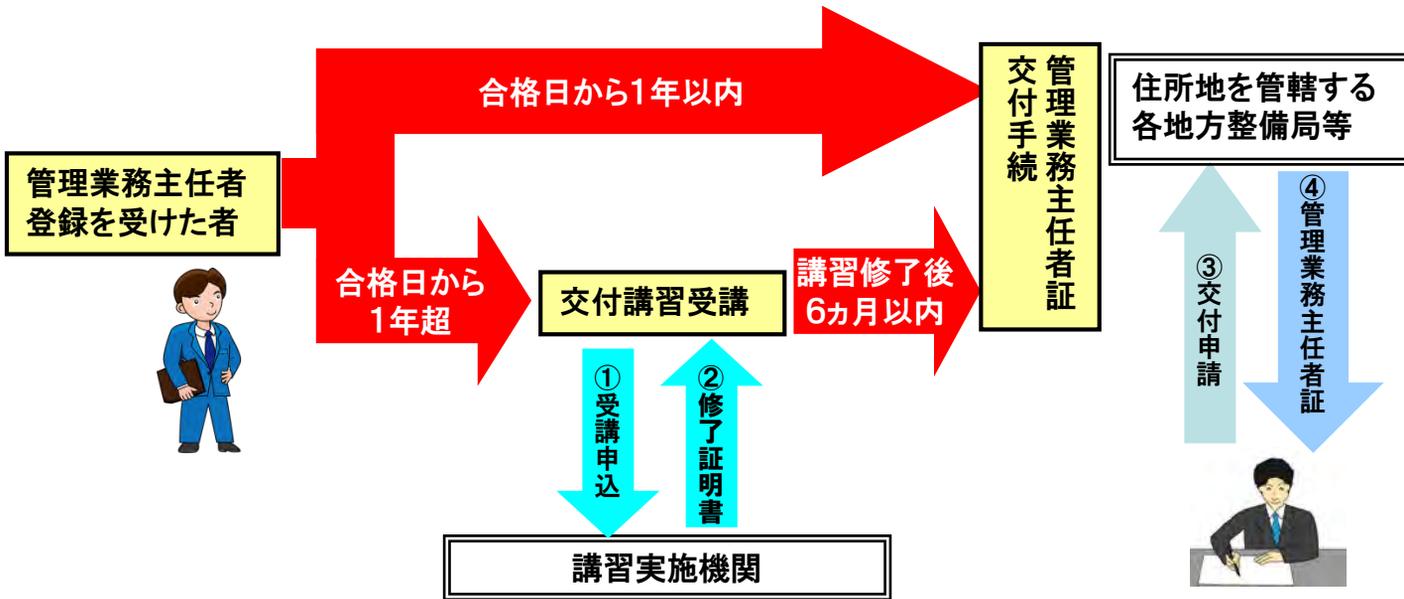
- 一 死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合
- 二 法第59条第1項各号(第5号及び第7号を除く。)のいずれかに該当するに至った場合
- 三 精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となった場合

5. 管理業務主任者証の交付、申請窓口

登録を受けた後、申請により管理業務主任者証の交付を受けることができます。

登録を受けた者は、住所地を管轄する各地方整備局等に「管理業務主任者証交付申請書」※P24参照を提出することにより、管理業務主任者証の交付を受けることができます。

管理業務主任者証の交付を受けるためには、申請日前6ヵ月以内に行われる交付講習を受講しなければなりません。(試験合格日から1年以内に交付申請する者を除く。)



法第59条第1項の登録を受けている者は、国土交通大臣に対し、氏名、生年月日その他国土交通省令で定める事項を記載した管理業務主任者証の交付を申請することができる。(法第60条第1項)

管理業務主任者証の交付を受けようとする者は、登録講習機関が国土交通省令で定めるところにより行う講習で交付の申請の日前6月以内に行われるものを受けなければならない。ただし、試験に合格した日から1年以内に管理業務主任者証の交付を受けようとする者については、この限りでない。(法第60条第2項)

申請書類等の窓口

四国地方整備局では、四国4県に住所地が所在する者の管理業務主任者登録事務及び管理業務主任者証交付事務等を所管しています。

【登録申請関係書類、交付申請関係書類等提出窓口】

住所地	提出先	電話番号
徳島県 香川県 愛媛県 高知県	〒760-8554 香川県高松市サンポート3番33号 国土交通省 四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課 賃貸住宅管理業係	087-851-8061

【管理業務主任者試験、登録実務講習、交付講習等窓口】

担当窓口	電話番号
<p>【管理業務主任者試験窓口】 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-13-3 虎ノ門東洋共同ビル2階 (一社)マンション管理業協会 試験研修部</p>	03-3500-2720
<p>【登録実務講習窓口】 (一社)マンション管理業協会 管理業務主任者登録実務講習係</p>	〃
<p>【交付講習窓口】 (一社)マンション管理業協会 管理業務主任者交付講習係</p>	〃
<p>【登録実務講習窓口】 〒340-0822 埼玉県八潮市大瀬1丁目1番地1-1017号室 (株)プライシングジャパン 管理業務主任者登録実務講習係</p>	0120-982-382
<p>【交付講習窓口】 (株)プライシングジャパン 管理業務主任者証の交付に係る講習係</p>	〃
<p>【登録実務講習窓口】 〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神1-3-38 (株)九州不動産専門学校</p>	0120-09-4341 092-714-4131

6. 管理業務主任者証交付後の手続等

管理業務主任者証の有効期間は、交付を受けた日の翌日から5年間です。

有効期間満了後も引き続き管理業務主任者証の交付を望む者は、有効期間満了前に住所地を管轄する各地方整備局等に「**管理業務主任者証交付申請書**」※P24参照を提出することにより、管理業務主任者証の有効期間の更新を受けることができます。

管理業務主任者証が失効した場合、新たに交付を受けるまでの間、管理業務主任者として行う事務を行うことはできません。※注1

※注1 【管理業務主任者証の交付を受けていない間、行うことができない事務】

- ・重要事項説明及び重要事項説明書への記名(法第72条)
- ・契約成立時の書面(管理受託契約書)への記名(法第73条)
- ・管理事務の報告(法第77条)

管理業務主任者証の有効期限の到来についての事前案内は行っておりません。 ご注意ください。

管理業務主任者証の有効期間は、5年とする。(法第60条第3項)
管理業務主任者証の有効期間は、申請により更新する。(法第61条第1項)
法第60条第2項本文の規定は管理業務主任者証の有効期間の更新を受けようとする者について、同条第3項の規定は更新後の管理業務主任者証の有効期間について準用する。(法第61条第2項)

管理業務主任者証記載事項に変更が生じた場合、訂正を受けなければなりません。

登録を受けた事項のうち、管理業務主任者証の交付を受けている者の**氏名**に変更があった場合には、「**管理業務主任者登録簿登録事項変更届出書**」※P21及びP22参照を提出する際に管理業務主任者証を併せて提出しなければなりません。

管理業務主任者証
の交付を受けた者



氏名
の変更

管理業務主任者証を併せて提出し、
訂正した管理業務主任者証の交付を受ける。
【変更届出書類+管理業務主任者証】



住所・本籍・従事先
の変更

管理業務主任者証の訂正は不要。
【変更届出書類のみ】



管理業務主任者は、法第62条第1項の規定による届出をする場合において、管理業務主任者証の記載事項に変更があったときは、当該届出に管理業務主任者証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。(法第62条第2項)

管理業務主任者証の再交付

管理業務主任者証を紛失した場合等には、住所地を管轄する各地方整備局等に「**管理業務主任者証再交付申請書**」※P25参照を提出することにより、再交付を受けることができます。

管理業務主任者は、管理業務主任者証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、国土交通大臣に管理業務主任者証の再交付を申請することができる。(規則第77条第1項)

7. 行政処分、管理業務主任者証の返納

管理業務主任者が不正・不当な行為を行った場合等には、監督処分の対象になります。

管理業務主任者が公正にその職務を遂行せず、不正・不当な行為を行った場合には監督処分(指示処分、1年以内の事務禁止処分、登録取消処分)を受ける場合があります。

法第65条第1項及び第2項各号に該当する場合には、登録取消処分となります。※注1

注1【登録取消処分】

1. 法第59条第1項各号(第5号を除く。)の登録欠格要件に該当することとなった場合※P5参照
2. 虚偽記載等の不正手段により、登録を受けたことが判明した場合
3. 管理業務主任者証の交付を受けていない者が、管理業務主任者としてすべき事務を行い、情状が特に重い場合
4. 不正手段により、管理業務主任者証の交付を受けた場合
5. 法第64条第1項(指示処分)・第2項(事務禁止処分)各号に該当し、情状が特に重い場合又は事務禁止処分に違反した場合

【管理業務主任者証の交付を受けている者(登録+交付)】

国土交通大臣は、管理業務主任者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該管理業務主任者に対し、必要な指示をすることができる。(法第64条第1項)

- 一 マンション管理業者に自己が専任の管理業務主任者として従事している事務所以外の事務所の専任の管理業務主任者である旨の表示をすることを許し、当該マンション管理業者がその旨の表示をしたとき。
- 二 他人に自己の名義の使用を許し、当該他人がその名義を使用して管理業務主任者である旨の表示をしたとき。
- 三 管理業務主任者として行う事務に関し、不正又は著しく不当な行為をしたとき。

国土交通大臣は、管理業務主任者が法第64条第1項各号のいずれかに該当するとき、又は同項の規定による指示に従わないときは、当該管理業務主任者に対し、1年以内の期間を定めて、管理業務主任者としてすべき事務を行うことを禁止することができる。(法第64条第2項)

国土交通大臣は、管理業務主任者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消さなければならない。(法第65条第1項)

- 一 第59条第1項各号(第5号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。
- 二 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
- 三 偽りその他不正の手段により管理業務主任者証の交付を受けたとき。
- 四 法第64条第1項各号のいずれかに該当し情状が特に重いつき、又は同条第2項の規定による事務の禁止の処分に違反したとき。

【管理業務主任者証の交付を受けていない者(登録のみ)】

国土交通大臣は、第59条第1項の登録を受けている者で管理業務主任者証の交付を受けていないものが次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消さなければならない。(法第65条第2項)

- 一 第59条第1項各号(第5号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。
- 二 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
- 三 管理業務主任者としてすべき事務を行った場合(第78条の規定により事務所を代表する者又はこれに準ずる地位にある者として行った場合を除く。)であつて、情状が特に重いつき。

効力を失った管理業務主任者証は、返納しなければなりません。

有効期間満了や訂正・更新等により効力を失った管理業務主任者証については、住所地を管轄する各地方整備局等に速やかに返納しなければなりません。

返納を怠った場合、法第113条の規定による罰則の対象になります。

管理業務主任者は、法第59条第1項の登録が消除されたとき、又は管理業務主任者証がその効力を失ったときは、速やかに、管理業務主任者証を国土交通大臣に返納しなければならない。(法第60条第4項)

- 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。
- 二 第60条第4項の規定に違反した者(法第113条・抄)

8. 登録申請必要書類一覧

【管理業務主任者登録申請】

正本1部提出

様式 番号	書類の名称	記載内容留意点	試験合格者のうち		備考
			実務経験 2年以上	実務経験 2年未満	
別記様式 第17号	管理業務主任者 登録申請書 (第一面)	項番【11】・申請者 (氏名、生年月日、性別、住所、 電話番号、本籍) 項番【12】・実務経験先 (登録番号、商号等、職務内容、 従事期間) 項番【13】・国土交通大臣認定 (認定コード、認定年月日) 項番【14】・試験 (合格証書番号、合格年月日) 項番【15】・業務従事先 (商号等、登録番号)	◎	◎	・撮影日から6ヵ月以内で縦3.0cm ×横2.4cmの顔写真を貼付する。 ・項番12・13についてはどちらか 一方のみ記載する。 ・項番15については、現に従事し ている場合にのみ記載する。
	(第二面)	収入印紙貼付欄	◎	◎	
別記様式 第18号	実務経験証明書	基幹事務に関する実務経験	◎	—	法第2条第6号に規定する 基幹事務 ・会計収支の調定 ・出納 ・維持・修繕に関する企画・実施 の調整
別記様式 第19号	誓約書	—	◎	◎	—
添付①	試験合格証明書 (原本)	—	◎	◎	(一社)マンション管理業協会発行
添付②	登録実務講習 修了証(原本)	—	—	◎	登録実務講習実施機関発行
添付③	住民票(原本)	—	◎	◎	発行日から 3ヵ月以内のもの
添付④	身分証明書 (原本)	本籍地の市区町村の発行する 破産手続開始の決定を受けて 復権を得ない者に該当しない旨 の証明書	◎	◎	
添付⑤	その他必要と認 める書類(原本)	—	◎	◎	

※管理業務主任者登録申請にあたっての留意事項

- 1 交付申請書(第一面)について
申請書所定の位置(左上写真欄)に顔写真を貼付します。
貼付する顔写真については、**撮影日から6ヶ月以内で縦3.0cm×横2.4cmのカラー写真(写真の顔の大きさは2.0cm程度)**のものを貼付して下さい。
- 2 登録申請書(第二面)について
登録手数料として、**4,250円分の収入印紙(消印無効)**を貼付します。
- 3 実務経験証明書について
マンション管理事務の実務経験を2年以上有する者は、「実務経験証明書」を提出します。(登録実務講習の受講は不要です。)
実務経験証明書は、実務経験先のマンション管理業者の代表者が証明します。
～ご注意～
実務経験とみなされるのは、法第2条第6号に規定する「**基幹事務**」についての実務経験です。
例えば、管理員として従事した経験やマンション管理業者の総務部門や営業部門等補助的な部門での実務経験は、マンション管理事務の実務経験と見なすことはできません。
- 4 添付⑤について
(1)[ア]東京法務局等の発行する成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書(登記されていないことの証明書)

及び

[イ]本籍地の市区町村の発行する成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当しない旨の証明書(身分証明書)

- (2)契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書
診断書での提出を希望する場合には、事前にご相談ください。

上記(1)[ア]及び[イ]又は(2)のいずれかの書類を提出してください。

9. 登録変更届出必要書類一覧

【管理業務主任者登録変更届出】

正本1部提出

様式番号	書類の名称	記載内容留意点	変更事項				備考
			項番11 【氏名】	項番12 【住所】	項番13 【本籍】	項番14 【従事先】	
別記様式第24号	管理業務主任者登録簿登録事項変更届出書(第一面)	変更があった項目のみ記載すること	◎	◎	◎	◎	
添付①	住民票(原本)	-	-	◎	-	-	発行日から3ヵ月以内
添付②	戸籍抄本(原本)	-	◎	-	◎	-	
【管理業務主任者証の交付を受けている方で、主任者証の訂正が必要な場合は、上記に加えて】							
別記様式第24号	管理業務主任者登録簿登録事項変更届出書(第二面)	収入印紙貼付欄	◎	△ 注1	-	-	・収入印紙 2,300円
添付③	管理業務主任者証用顔写真	縦3cm×横2.4cmの顔写真 写真裏面に氏名及び撮影年月日を記入	◎	△ 注1	-	-	・撮影日から6ヵ月以内 ・毀損等の防止のため、小封筒等に入れて提出
添付④	管理業務主任者証	-	◎	△ 注1	-	-	・業務に際し、使用する必要がある場合には、コピー提出可
添付⑤	管理業務主任者証発送用封筒	送付先の住所・氏名等を記載する。 404円分の切手貼付	◎	△ 注1	-	-	長3封筒 定形郵便の最大サイズ縦23.5cm、横12cm
注1) <住所の記載がある管理業務主任者証をお持ちの方で>住所変更に伴い、主任者証の書換交付を希望される方							

※管理業務主任者登録変更届出にあたっての留意事項

1 訂正手数料について

登録のみで管理業務主任者証の交付を受けていない者又は管理業務主任者証の訂正が不要な者(住所、本籍又は従事先の変更)については、訂正手数料(収入印紙: 2,300円分)の貼付は不要です。

2 管理業務主任者証用顔写真について

氏名の変更が生じた方で管理業務主任者証の交付を受けている者は、訂正した管理業務主任者証の交付のため、顔写真を提出しなければいけません。サイズ等については、登録申請書類に貼付する顔写真と同様ですが、裏面に氏名及び撮影年月日を記載し、破損防止のために小袋等に入れて提出して下さい。

3 管理業務主任者証について

登録変更届出を行うに際し、マンション管理事務に現に従事していて変更手続期間中に重要事項説明や管理事務の報告のために管理業務主任者証が必要となる場合、交付を受けている管理業務主任者証の代わりにコピーを提出することを認めています。

コピーを提出した場合には、管理業務主任者証と引き換えに記載事項を訂正した新たな管理業務主任者証を交付します。

10. 交付申請必要書類一覧

【管理業務主任者証交付申請】

正本1部提出

様式 番号	書類の名称	記載内容	試験合格日から		備考
			1年以内	1年超	
別記様式 第21号	管理業務主任 者証 交付申請書	住所、電話番号、氏名、生年月日 業務従事先(商号等、登録番号) *新規の場合 試験合格日から1年経過しているか 否かの別 *更新の場合 現管理業務主任者証の有効期限	◎	◎	・収入印紙:2,300円を貼付 ・撮影日から6ヵ月以内で縦3.0cm× 横2.4cmの顔写真貼付 ・現にマンション管理業者にて従事し ていない場合、従事先については記 載不要
添付①	交付講習修了 証明書	-	-	◎	・申請日前6ヵ月以内に受講 交付講習実施機関発行
添付②	管理業務主任 者証用顔写真	縦3cm×横2.4cmの顔写真 (交付申請書と同一のもの) 写真裏面に氏名及び撮影年月日 を記入	◎	◎	・撮影日から6ヵ月以内 ・毀損等の防止のため、小封筒等に 入れて提出
添付③	登録通知書	登録時に送付されたハガキ	◎	◎	登録を受けた各地方整備局等発行 (新規交付申請時のみ)
添付④	管理業務主任 者証発送用 封筒	送付先の住所・氏名等を記載する。 404円分の切手貼付	◎	◎	長3封筒 定形郵便の最大サイズ 縦23.5cm、横12cm

※管理業務主任者証交付申請にあたっての留意事項

1 交付申請書について

申請書所定の位置(左上写真欄)に顔写真を貼付します。

貼付する顔写真については、撮影日から6ヵ月以内で縦3.0cm×横2.4cmのカラー写真(写真の顔の大きさは2.0cm程度)のものを貼付して下さい。

2 交付手数料について

交付手数料として、収入印紙2,300円分(消印無効)を申請書所定の位置(右上収入印紙貼付欄)に貼付します。

3 交付講習について

管理業務主任者証の交付を受けるためには、申請日前6ヵ月以内に行われる交付講習を受講することが必要です。※詳細については、P8参照

4 管理業務主任者証用顔写真について

交付する管理業務主任者証に貼付するため顔写真を提出します。サイズ等については登録申請書類に貼付する顔写真と同様ですが、裏面に氏名及び撮影年月日を記載し、破損防止のために小袋等に入れて提出して下さい。

5 登録通知書(ハガキ)について

登録通知書(ハガキ)については、行政庁での審査完了後に管理業務主任者証の交付時に返送いたします。**管理業務主任者証の更新の場合、登録通知書(ハガキ)の提出は不要です。**

* (参考)各証明書類についての入手方法

○試験合格証明書、登録実務講習修了証、交付講習修了証明書

(一社)マンション管理業協会 試験研修部 (URL) <http://www.kanrikyo.or.jp/kanri/syoumei.html>

(株)プライシングジャパン (URL) <http://pricing.jp.com/>

(株)九州不動産専門学院 (URL) http://www.l-mate.net/jitumukousyuu_kanrigyoumu.php

○住民票

住所地の市区町村役場

○身分証明書、戸籍抄本

本籍地の市区町村役場

○登記されていないことの証明書

各法務局・地方法務局

登録申請書等記載例

- 新規登録
- 登録変更
- 登録消除
- 交付申請
- 再交付申請

(第二面)



消印してはいけません。

○登録申請書の記載にあたっての留意事項

1 登録申請書(第一面)について

【項番「12」】

○実務経験期間の考え方

・実務経験期間の計算は、月単位で行い、1ヵ月に満たない日数については30日を1月として計算します。

○実務経験となる職務内容

・法第2条第6号に規定する「**基幹事務**」※P5参照のうちいずれかの職務に係るものであり、**管理組合等と直接の接触がある部門(補助的な業務については除く。)**での業務経験です。

記載にあたっては、基幹事務の経験の有無が判断できるよう、担当した業務内容を具体的に記載して下さい。

【項番「13」】

○認定コード等

「1」:登録実務講習修了者

(認定年月日):講習修了日

「2」:国、地方公共団体等で管理事務に関する実務経験2年以上の者

(認定年月日):従事先による実務経験証明日

「3」:移行講習会修了者

(認定年月日):移行講習会修了日

2 登録申請書(第2面)について

収入印紙4,250円分を貼付して下さい。(消印無効)

実務経験証明書

		(フリガナ) 被証明者氏名	ケンセイ タロウ 建政 太郎
実務経験先及び在職期間		証 明 者 ※注釈参照	
登録番号	(1)111111	登録番号	国土交通大臣 () 第 号
商号、名称又は氏名	株式会社整備マンション	登録番号	第 222222 号
職務内容	管理組合の予算案作成	商号、名称又は氏名	産業マンション管理組合
従業者証明書番号	060401	代表者氏名	理事長 吉野 三郎
在職期間	H18年 12月 1日 から H20年 11月 30日 まで 2年 0月 間	代表者氏名	代表取締役 土器 二郎
登録番号	(1)222222	登録番号	国土交通大臣 (1) 第 222222 号
商号、名称又は氏名	株式会社計画サービス	登録番号	第 222222 号
職務内容	管理組合の出納事務	商号、名称又は氏名	株式会社計画サービス
従業者証明書番号	081201	代表者氏名	代表取締役 土器 二郎
在職期間	H20年 12月 1日 から H22年 12月 15日 まで 2年 0月 間	代表者氏名	代表取締役 土器 二郎
登録番号		登録番号	国土交通大臣 () 第 号
商号、名称又は氏名		登録番号	第 号
職務内容		商号、名称又は氏名	
従業者証明書番号		商号、名称又は氏名	
在職期間		代表者氏名	

30日未満の端数については、切捨計上。

○従事先の廃業等により、証明ができない場合の取扱いについて

- ①従事していた会社法人等がマンション管理業を廃業したが、他業を営むことで存続中の場合
存続法人の代表者等による証明
 ・過去にマンション管理業を営んでいた実績について、別途、欄外にコメントを付すこと。
- ②破産等により、過去に従事していた会社法人等の代表者の証明を受けられない場合
過去に管理業務に従事していた管理組合の理事長等による証明
 ・過去の従事先がマンション管理業を営んでいた実績について、別途、欄外にコメントを付すこと。
 ・当該管理組合との管理受託契約書類等契約の事実が確認できる資料を添付すること。

誓約書

（A-4）

私は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第59条第1項2号から7号までに該当しない者であることを誓約します。

令和2年12月1日

氏名 建政 太郎

四国地方整備局長
北海道開発局長 殿

項番「11」～「14」については、
変更があった項目のみ記載する。

別記様式第二十四号（第七十六関係）

(A4)

3:3:0

管理業務主任者登録簿登録事項変更届出書

(第一面)

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第62条第1項の規定により、次のとおり下記の事項について変更の届出をします。

令和2年12月15日

四国 地方整備局長
北海道庁局長 殿

申請者 氏 名 四国 太郎
生 年 月 日 昭和55年5月5日

受付番号 受付年月日 申請時の管理業務主任者の登録番号
1111111111

項番 ①申請者に関する事項

11 変更年月日 R-02年12月15日

変更後	フリガナ	シコク タロウ
	氏 名	四国 太郎
変更前	フリガナ	ケンセイ タロウ
	氏 名	建政 太郎

登録通知書(ハガキ)に記載された登録番号を記載する。

管理業務主任者証の交付を受けている場合、項番「11」の登録事項に変更があった場合には、第二面に収入印紙を貼付し、訂正手数料を納付する。

※ 「氏名」の変更の場合は、管理業務主任者証の訂正に要するため第二面に申請に貼付すること。

12 変更年月日 R-02年12月15日

変更後	郵便番号	760-8546
	住 所	香川県高松市福岡町4-26-32
変更前	住 所	香川県高松市サンポート3-33

確認欄

13 変更年月日 R-02年12月15日

変更後	本 籍	香川県高松市牟礼町牟礼千五百四十五番地
変更前	本 籍	徳島県徳島市上吉野町三丁目三十五番地

確認欄

項番 ②業務に従事するマンション管理業者に関する事項

14 変更年月日 R-02年12月15日

変更後	商号、名称又は氏名	株式会社建設産業管理
	登録番号	(3) 444444
変更前	フリガナ	フドウマンションカンリユウゲンガイシャ
	商号、名称又は氏名	不動マンション管理有限会社

確認欄



○登録事項変更届出書の記載にあたっての留意事項

1 変更が生じた場合の届出時期

登録事項に変更が生じた場合には、**遅滞なく**届出を行わなければなりません。
（法第62条第1項）

2 管理業務主任者証の交付を受けている場合の取扱い

管理業務主任者証の記載事項【**項番「11」の氏名**】に変更が生じた場合には、**登録事項変更届出書とともに管理業務主任者証も併せて提出**しなければなりません。
（法第62条第2項）

3 訂正手数料

管理業務主任者証の訂正が必要な場合、収入印紙**2,300円分**を貼付して下さい。
（消印無効）

(A4)

管理業務主任者登録消除等届出書

管理業務主任者について、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第80条において準用する同法施行規則第31条の規定により、次のとおり届け出ます。

令和2年12月30日

四国 地方整備局長

殿

~~北海道開発局長~~

届出者 住 所 香川県高松市福岡町4-26-32

氏 名 四国 太郎

登録通知書(ハガキ)に記載された登録番号を記載する。

受付番号	受付年月日	届出時の登録番号
*	*	1 1 1 1 1 1 1 1

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第59条第1項の登録を受けている者と届出人との関係	1. 相続人 2. 本人 3. 法定代理人 4. 同居の親族		
届 出 の 理 由	1. 死亡又は失踪の宣告を受けた場合 2. 法第59条第1項第1号 3. 法第59条第1項第2号 4. 法第59条第1項第3号 5. 法第59条第1項第4号 6. 法第59条第1項第6号 7. 法第59条第1項第7号 8. その他(理由: マンション管理業に従事しないため)		
マンションの管理の適正化の推進に関する法律第59条第1項の登録を受けている者の氏名	四国 太郎	性別	1. 男 2. 女
生 年 月 日	昭和55年 5月 5日		
登 録 年 月 日	平成24年 12月 5日		
本 籍	香川県高松市牟礼町牟礼千五百四十五番地		
住 所	香川県高松市福岡町4-26-32		
業務に従事する(又はしていた)マンション管理業者に関する事項	商号又は名称	株式会社建設産業管理	
	登 録 番 号	(3) 第 444444 号	
届 出 事 由 の 生 じ た 日	令和2年 12月 30日		

届出人については、P6参照。

登録通知書(ハガキ)に記載された登録年月日を記載する。

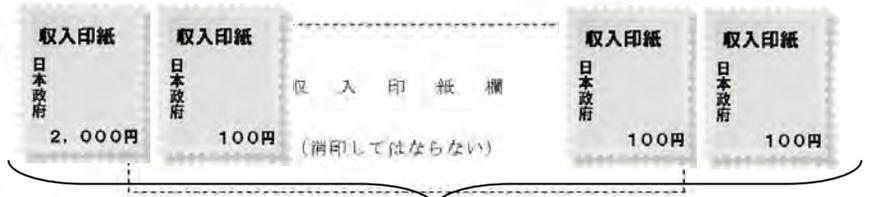
確認欄

備考

- ① 届出者は、*印の欄には記入しないこと。
- ② 「マンションの管理の適正化の推進に関する法律第59条第1項の登録を受けている者と届出人との関係」及び「届出の理由」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。
- ③ 死亡又は失踪の宣告を受けた場合にあっては、「届出事由の生じた日」の欄に死亡の事実を知った日又は失踪の宣告を受けた日を付記すること。

(A4)

管理業務主任者証
交付申請書



下記により、管理業務主任者証の交付を申請します。 **消印してはいけません。**

令和2年12月20日

四国 地方整備局長
北海道開発局長 殿

郵便番号 760-8546
申請者 住所 香川県高松市福岡町4-26-32
氏名 四国 太郎

撮影日から6ヵ月以内の顔写真(カラー)を貼付する。

申請の種類

1. 新規 2. 更新

新規申請(失効による再交付申請を含む。)の場合、「1」更新申請の場合、「2」を記載。

受付番号

□□□□□□□□

受付年月日

□□□□□□□□

申請時の登録番号

11111111

受講年月日

□□□□□□□□

登録通知書(ハガキ)に記載された登録番号を記載する。

住所	香川県高松市福岡町4-26-32 電話番号 (087) 811 - 8314	
(フリガナ)氏名	シコク タロウ 四国 太郎	
生年月日	昭和55年 5月 5日	
業務に従事しているマンション管理業者に関する事項	商号、名称又は氏名	株式会社建設産業管理
	登録番号	国土交通大臣 (3) 第 444444号
新規の場合	試験の合格後1年を経過しているか否かの別	1年を経過して <u>いる</u> / いない
更新の場合	現に有する管理業務主任者証の有効期限	令和3年 2月 20日

どちらかに○印を記入。試験合格から1年超の場合、別途交付講習※P8参照を受講すること。

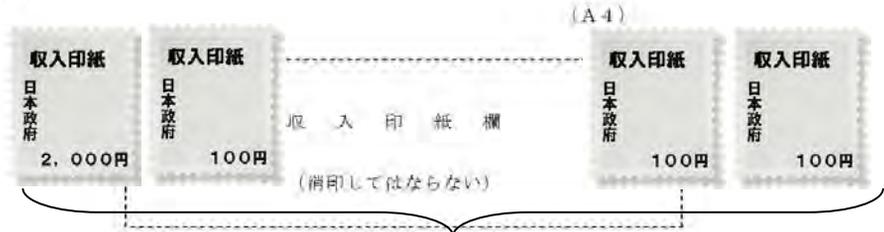
確認欄

選択記入

備考

- ① 申請者は、*印の欄には記入しないこと。
- ② 「申請の種類」の欄は、該当する番号を記入すること。
- ③ 「試験の合格後1年を経過しているか否かの別」の欄は、該当するものを○で囲むこと。

管理業務主任者証
再交付申請書



消印してはいけません。

四国 地方整備局長
北海道開発局長 殿

管理業務主任者証に記載
された発行番号を記載する。

申請者 発行番号 **88888888**
(郵便番号) 760-8546
住所 香川県高松市福岡町4-26-32
氏名 四国 太郎
電話番号 (087) 811-8314

受付番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

受付年月日

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

申請時の登録番号

1	1	1	1	1	1	1	1
---	---	---	---	---	---	---	---

受領年月日

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

登録通知書(ハガキ)に記載
された登録番号を記載する。

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第77条第1項の規定により、下記のとおり
管理業務主任者証の再交付を申請します。

住所	香川県高松市福岡町4-26-32				
(フリガナ) 氏名	シコク タロウ 四国 太郎				
生年月日	昭和55年 5月 5日				
再交付を申請する理由	<table border="1"> <tr> <td>① 亡失</td> <td>② 滅失</td> <td>③ 汚損</td> <td>④ 破損</td> </tr> </table> <p>引っ越しの際に紛失。</p>	① 亡失	② 滅失	③ 汚損	④ 破損
① 亡失	② 滅失	③ 汚損	④ 破損		

確認欄

○印を記入。
「3. 汚損」又は「4. 破損」の場合、汚損又は破損
した管理業務主任者証を添付する。

備考

- ① 申請者は、*印の欄には記入しないこと。
- ② 「再交付を申請する理由」の欄は、該当するものの番号を○で囲み、具体的な理由を記すこと。
- ③ 汚損又は破損を理由に申請する場合は、その汚損し、又は破損した管理業務主任者証を添付すること。

※提出書類には、交付申請時と同様の主任者証用
顔写真及び、主任者証発送用封筒が必要。

Q1:管理業務主任者試験に合格したが、登録を受けないと合格した事実は無くなるのか？

A1:登録を受けなくとも試験合格した事実に影響はありません。

Q2:登録等の申請書の様式はどこで入手できるのか？

A2:本書に記載例を掲載した登録申請書等の様式については、国土交通省HPに掲載しています。
URL:http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000258.html

Q3:マンションの管理員として従事した経験は、登録時の実務経験となるか？

A3:実務経験となるのは、法第2条第6号に規定する「基幹事務」のうちいずれかの職務に係るものであり、管理組合等と直接の接触がある部門(補助的な業務については除く。)での業務経験です。
管理員業務は基幹事務ではないため、実務経験にはなりません。

Q4:管理業務主任者登録を受けているが、会社を退職し、今後マンション管理業に従事する予定はない。特に手続きなくともかまわないか？

A4:マンション管理業への従事のいかに係わらず、登録内容に変更が生じた場合には法第62条第1項による変更届出を行うことが必要です。
マンション管理業者を退社した場合、従事先の変更該当する※P9参照ので変更届出を行わなければなりません。
マンション管理業に従事しない場合等登録が不要となった場合には、「管理業務主任者登録消除等届出書」により、登録を任意削除することができます。

Q5:管理業務主任者登録申請と管理業務主任者証の交付申請を同時に行うことはできるか？

A5:管理業務主任者登録申請と管理業務主任者証交付申請を同時に行うことはできません。

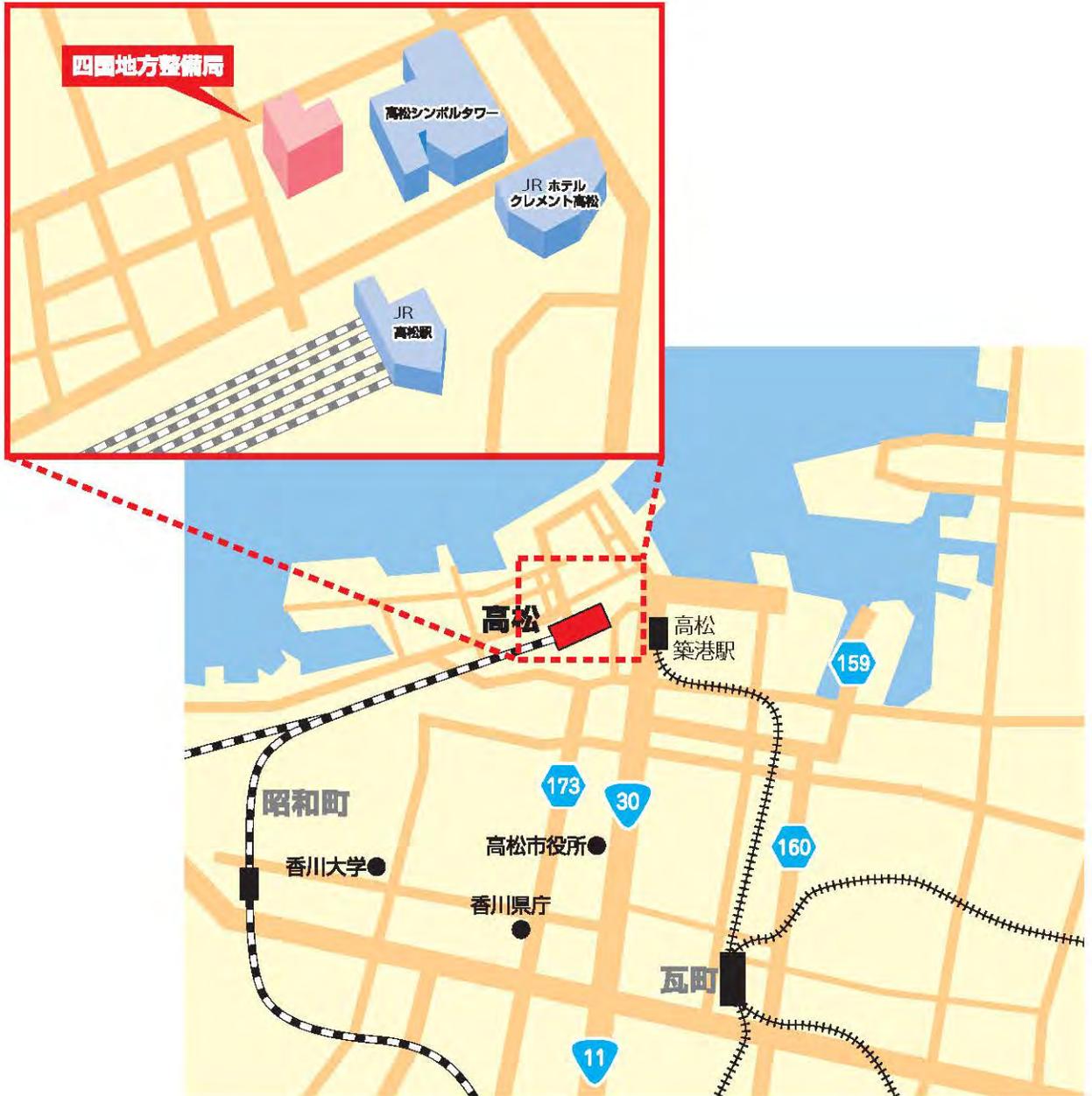
Q6:登録通知書を紛失してしまった。再発行は可能か？

A6:登録通知書の再発行は行っておりません。大切に保管して下さい。

Q7:管理業務主任者証の有効期間が満了してしまった。

管理組合との管理受託契約の更新時期が迫っているので失効した管理業務主任者証を用いて重要事項説明を行っても差し支えないか？

A7:管理業務主任者証が失効した時点で管理業務主任者ではないため、管理業務主任者として行うべき事務を行うことはできません。
無資格者が管理業務主任者として事務を行った場合、事務を行った当人だけでなく、従事先のマンション管理業者にも罰則等が課される場合があります。



国土交通省 四国地方整備局

建政部 計画・建設産業課

〒760-8554 高松市サンポート3番33号
高松サンポート合同庁舎 11階

TEL:087-851-8061 (代表)

ホームページアドレス <http://www.skr.mlit.go.jp/>